

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則	(医療整備課)	一
○公示送達	(社会福祉課)	八
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	八
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	(同)	九
○身体障害者福祉法に基づく医療機関の指定の辞退	(同)	九
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	九
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	九
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	九
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(森林整備課)	一〇
○道路の区域変更(三件)	(道路課)	一〇
○道路の供用開始	(同)	一一
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	一一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	一一
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	一二

柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百八号

柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則

柔道整復師法施行細則(昭和五十七年宮城県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「関し」の下に「柔道整復師法施行令(平成四年政令第三百二号。以下「政令」という。)、

柔道整復師学校養成施設指定規則(昭和四十七年^{文部省}省令第二号)及び」を加え、「以下「省令」

という。」を削る。

第三条を削る。

第二条中「法及び省令」を「法第十九条」に改め、同条を第九条とし、第一条の次に次の七条を加える。

(柔道整復師養成施設の指定の申請手続)

第二条 政令第三条の規定により法第十二条第一項に規定する柔道整復師養成施設の指定を申請するときは、様式第一号によるものとする。

(指定養成施設の変更の承認手続)

第三条 政令第四条第一項の規定により政令第二条第一項の指定を受けた柔道整復師養成施設(以下「指定養成施設」という。)の変更の承認を申請するときは、様式第二号によるものとする。

(指定養成施設の変更の届出手続)

第四条 政令第四条第二項の規定により指定養成施設の変更を届け出るときは、様式第三号によるものとする。

(指定養成施設の指定取消しの申請手続)

第五条 政令第八条の規定により指定養成施設の指定の取消しを申請するときは、様式第四号によるものとする。

(施術所の開設の届出手続)

第六条 法第十九条第一項前段の規定により施術所の開設を届け出るときは、様式第五号によるものとする。

(施術所の変更の届出手続)

第七条 法第十九条第一項後段の規定により施術所の変更を届け出るときは、様式第六号によるものとする。

(施術所の休止等の届出手続)

第八条 法第十九条第二項の規定により施術所の休止、廃止又は再開を届け出る場合は、様式第七号

によるものとする。

様式第三号(「様式第三号(第3条関係)」)や「様式第七号(第8条関係)」に於て「回覧式や捺印式による」。

様式第二号(「様式第二号(第3条関係)」)や「様式第六号(第7条関係)」に於て「(開)」「(閉)」「(開)」「(閉)」の

「(開設者が法人であつて郵送により届け出る場合は、業務に従事する柔道整復師の免許証の写し及び本人であることを確認するに足りる書類の写し(これらの写しには原本と相違ない旨の開設者の

証明を付すこと。))」や「(閉)」「(開)」

「 3 開設者が法人であつて3の変更した事項が(1)に該当する場合は、登記事項証明書 」や

「 3 開設者が法人であつて3の変更した事項が(1)に該当する場合は、登記事項証明書 」や

「 3 開設者が法人であつて3の変更した事項が(1)に該当する場合は、登記事項証明書 」

届出に当たつての注意事項

1 3の変更した事項が(4)に該当する場合は、柔道整復師の免許証及び本人であることを 確認するに足りる書類を持参すること。

2 開設者が個人であつて3の変更した事項が(1)に該当する場合は、開設者の本人である ことを確認するに足りる書類を持参すること。

「 3 開設者が法人であつて3の変更した事項が(1)に該当する場合は、登記事項証明書 」

「 3 開設者が法人であつて3の変更した事項が(1)に該当する場合は、登記事項証明書 」

「 3 開設者が法人であつて3の変更した事項が(1)に該当する場合は、登記事項証明書 」

「 3 開設者が法人であつて3の変更した事項が(1)に該当する場合は、登記事項証明書 」

「 3 開設者が法人であつて3の変更した事項が(1)に該当する場合は、登記事項証明書 」

「 3 開設者が法人であつて3の変更した事項が(1)に該当する場合は、登記事項証明書 」

「 3 開設者が法人であつて3の変更した事項が(1)に該当する場合は、登記事項証明書 」

届出に当たつての注意事項

1 業務に従事する柔道整復師の免許証及び本人であることを確認するに足りる書類を持 参すること。

2 開設者が個人の場合は、開設者の本人であることを確認するに足りる書類を持参す ること。

「 3 開設者が法人であつて3の変更した事項が(1)に該当する場合は、登記事項証明書 」

「 3 開設者が法人であつて3の変更した事項が(1)に該当する場合は、登記事項証明書 」

「 3 開設者が法人であつて3の変更した事項が(1)に該当する場合は、登記事項証明書 」

様式第一号(第2条関係)

柔道整復師養成施設指定申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

設置者の氏名及び住所

(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地

及び代表者の氏名)

印

柔道整復師法第12条第1項に規定する柔道整復師養成施設の指定を受けたので、柔道整復師法 施行令第3条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 設置者の氏名及び住所

氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)	氏名(法人の名称)	住所(主たる事務所の所在地)
--------------------------------	-----------	----------------

2 柔道整復師養成施設の名称、位置及び設置年月日

名称	〒
位置	電話:
設置年月日	年 月 日

3 柔道整復師養成施設の長の氏名及び履歴

氏名	名
履歴	歴

(記入上の注意) 履歴は、柔道整復師法養成施設指導ガイドライン(平成27年3月31日付け医政発0331第33号厚生労働省医政局長通知)5(1)の各号に該当する者であることを明らかにすること。

柔道整復師養成施設指定に関する調査

1 開設予定 (授業開始)	年 月 授業開始			1学年定員	名	高さ (昼・夜)	年課程							
	種 類	等 員	種 類											
3 教 員	柔道整復師養成施設	氏 名	年齢	担 予 科	当 定 目	免許取得年月 (免許番号)	本人の承諾書 有・無	専任 兼任の別						
									免 許 の 種 類	免 許 取 得 年 月 (取得年月・証書番号)	所 属 長 の 承 諾 書 有・無			
												有・無	有・無	
												有・無	有・無	
												有・無	有・無	
												有・無	有・無	
												有・無	有・無	
												有・無	有・無	
												有・無	有・無	
												有・無	有・無	
有・無	有・無													
4 校 舎	土地面積	室の名称	面積 (㎡)	室の名称	面積 (㎡)	室の名称	面積 (㎡)	室の名称	面積 (㎡)					
										建物面積	面積 (㎡)	面積 (㎡)	面積 (㎡)	面積 (㎡)
										有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
										有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
										有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
										有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
										有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
										有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
										有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
										有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
5 実 習 施 設	実習施設の名称		面積		面積		面積							
	所 在 地													
6 整 備 に 要 す る 経 費	区分	整 備 方 法		金 額										
		土地	設置者所有・寄附・買収・その他											
		建物	設置者所有・新築・買収・その他											
		設備												
7 資 金 計 画	合計		金額		千円									
	自 己 資 金	分		金額		千円								
	借 入 金	計		金額		千円								
その他 (具体的に)				金額		千円								
合計				金額		千円								

教員 (専任・兼任) に関する調査 (医師)

氏 名	養 成 施 設 名		現 住 所	性 別	男 ・ 女
	年 月 日	(歳)			
生 年 月 日	年 月 日	医 師 免 許 登 録 番 号	第 号	医 師 免 許 登 録 年 月 日	年 月 日
所 設 属 名		現 住 所			
卒 業 学 校	年 月				
職 歴					
教 育 歴 (教 育 に 関 する 経 歴)	年 月		年 月		
研 究 発 表 文 又 は 論 文	年 月		年 月		
担 当 予 定 科 目					
本 人 承 諾 書	有 ・ 無	所 属 長 承 諾 書	有 ・ 無		

(記入上の注意)
 1 専任・兼任のいずれかに○を付けること。
 2 職歴、教育歴及び研究発表文は論文は、主なものを入し、1枚にまとめること。
 (添付書類)
 免許証の写しを添付すること。

(添付書類)

1 設置者に関する書類

- (1) 設置者が法人である場合
 - イ 法人の寄附行為又は定款
 - ロ 役員名簿
 - ハ 法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録の写
 - ニ 法人が柔道整復師の養成について議決している場合は、その旨を記載した議事録
- (2) 設置者が法人の設立を予定している場合
認可官庁に提出した申請書

2 建物に関する書類

建物の配置図及び平面図

3 整備に関する書類

- (1) 土地 設置者所有の場合登記書抄本、寄附を受ける場合登記書抄本及び寄附申込書、買収又は賃借の場合見積書
- (2) 建物 設置者所有の場合登記書抄本、新築、買収又は賃借の場合見積書
- (3) 設備 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の見録

4 資金計画に関する書類

- (1) 自己資金
金融機関による残高証明書等
- (2) 借入金
イ 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類
ロ 融資内諸書等があればその書類の写
- (3) 寄附金等
イ 寄附申込書
ロ 寄附をする者の財産を証明する書類
- (4) その他(地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。)の設置する学校又は養成施設の場合は不要)
収支予算及び向こう2年間の財政計画

5 教育環境に関する書類

周辺の略図

6 その他

学則

(備考)

この申請書は、授業を開始しようとする日の6か月前までに提出すること。

様式第2号(第3条関係)

指定養成施設の変更承認申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

設置者の氏名及び住所

(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地

及び代表者の氏名)

印

指定養成施設の変更の承認を受けたいので、柔道整復師法施行令第4条第1項の規定により申請します。

記

1 指定養成施設の名称及び位置

名 称	
位 置	〒 電話:

2 承認を受けようとする事項又は事由

変 更 の 事 項 (該当する番号に○を付けること)	(1) 学則 (修業年限に関する事項) (2) 学則 (教育課程に関する事項) (3) 学則 (生徒の定員に関する事項) (4) 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
変 更 前	
変 更 後	

3 変更の予定年月日

年 月 日

4 変更の理由

柔道整復師養成施設定員変更承認に関する調査

1 変更時期	年月			変更後定員名	変更内 容
	授業開始	変更前定員名	変更後定員名		
2 種類等	養成施設の種類				
	柔道整復師				
3 教員	現在の教員	氏名	年齢	担当科目	学級定員の増減、その他()
		免許の種類			免許取得年月(免許番号)
4 校舎	新たに採用する教員	氏名	年齢	担当科目	免許取得年月(免許番号) (取得年月日・証書番号)
					本人の承諾書の有無
					施設長の承諾書の有無
5 実習施設	実習施設の名称	所在地		建物面積	㎡
		実習施設の名称	所在地	建物面積	㎡

(記入上の注意)
 1 この調査は、変更事項(3)の場合に記載すること。
 2 建物を増築する場合は、「4 校舎」の欄に()書きで別掲すること。

- (添付書類)
- 1 変更について法人の決定を確認できる書類 (議事録の写し等)
 - 2 学則の新旧対照表 (変更事項(1)、(2)又は(3)の場合)
 - 3 新学則 (案) 全文 (変更事項(1)、(2)又は(3)の場合)
 - 4 過去3年間の受検者数及び入学者数 (変更事項(3)の場合)
 - 5 専任教員を新たに採用する場合は、専任教員に関する調査 (様式第1号の「教員(専任・兼任)」に関する調査)に準じる。)及び承諾書 (様式第1号に準じる。)(変更事項(3)の場合)
 - 6 法人認可官庁に提出した過去3年間の収支決算書及び財産日録の写 (変更事項(3)の場合)
 - 7 校舎の各室の用途及び面積に係る新旧対照表、変更後の指定養成施設の周辺の地図 (校舎移転の場合に限る。)並びに校舎の新配置図及び新平面図 (新部分は赤で囲み表示をすること。)(変更事項(4)の場合)

(備考)
 この申請書は、変更を行おうとする6か月前までに提出すること。

様式第 3 号 (第 4 条関係)

指定養成施設の変更届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

設置者の氏名及び住所

(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地

及び代表者の氏名)

印

指定養成施設の変更があったので、柔道整復師法施行令第 4 条第 2 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 指定養成施設の名称及び位置

名 称	
位 置	〒 電話：

2 変更があった事項

変更の事項 (該当する番号に ○を付けること)	(1) 設置者の氏名及び住所 (法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地) (2) 指定養成施設の名称 (3) 指定養成施設の位置 (4) 学則 (修業年限、教育課程及び生徒の定員に関する事項を除く。)
変更前	
変更後	

3 変更年月日

年 月 日

4 変更の理由

(添付書類)

1 変更について法人の決定を確認できる書類 (議事録の写し等)

2 学則の新旧対照表及び新学則全文 (変更事項(4)の場合)

3 変更事項(4)の場合であって、入学科、授業料等生徒納付金を新設し又は金額を改定する場合

(1) 新設又は改定しない場合に予想される翌年度の経理計画書

(2) 新設又は改定した場合に予想される翌年度の経理計画書

(3) 新設又は改定しようとする生徒納付金名とその金額

(備考)

1 この届出書は、変更があったときから 1 か月以内に提出すること。

2 変更事項(4)の場合であって、入学科、授業料等生徒納付金を新設し又は金額を改定する場合は、新設又は改定しようとする日の遅くとも 3 か月前までに提出すること。

様式第4号 (第5条関係)

指定養成施設の指定取消申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

設置者の氏名及び住所
(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地
及び代表者の氏名)

印

指定養成施設の指定の取消しを受けたいので、柔道整復師法施行令第8条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 指定の取消しを受けようとする指定養成施設の名称及び位置

名 称	〒
位 置	電話:

2 指定の取消しを受けようとする理由

3 指定の取消しを受けようとする予定期日

年 月 日

4 在学中の生徒があるときは、その措置

(添付書類)
指定の取消しについて法人の決定を確認できる書類 (議事録の写し等)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の柔道整復師法施行細則による様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の柔道整復師法施行細則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第十五十六号

行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第四十二条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

審査請求人 仙台市若林区大和町二丁目十二ー十二 までしこの館

佐藤 太恵子

同代理人 仙台市若林区若林三丁目五ー十九

佐藤 博信

2 公示事項

審査請求人が平成二十七年一月十六日付けで提起し、当庁が平成二十七年六月二十六日に裁決した審査請求について、当庁は、平成二十七年十月十三日に更正決定をした。更正決定の謄本は、当庁において保管し、いつでもその送達を受けるべき者にこれを交付するから、審査請求人又は同代理人は当庁に連絡の上、受領してください。

○宮城県告示第十五十七号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十七年十一月十九日次の者を指定した。

平成二十七年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
-----	------	-----------	------------

信濃 寛久	泌尿器科	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号
林 夏穂	泌尿器科	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号
渡邊 裕志	リハビリテーション科	仙台リハビリテーション病院	黒川郡富谷町成田二丁目三番一号

○宮城県告示第五十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十七年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
岩附 昭広	内科 リハビリテーション科	医療法人社団健育会石巻健育会病院	石巻市大街道西三丁目三番二十七号	丸森町国民健康保険丸森病院	伊具郡丸森町鳥屋二十七番

○宮城県告示第五十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成二十七年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
佐竹 宣明	消化器科	宮城県立循環器・呼吸器病センター	栗原市瀬峰根岸五十五番二号

○宮城県告示第六十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十七年十二月八日

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇二一〇一七三	のぞみ 石巻市桃生町神取字山下四十四番地一	就労継続支援B	株式会社希望の光	平成二十七年十二月一日

○宮城県告示第六十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十七年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一〇二〇〇六七九	希望 石巻市桃生町神取字堤外四番一番地四	就労継続支援A	株式会社希望の光	平成二十七年十一月三十日

○宮城県告示第六十二号

泉宮奥松島地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧期間

平成二十七年十二月八日から平成二十八年一月十三日まで
縦覧場所

東松島市役所及び東松島市役所鳴瀬庁舎
○宮城県告示第千六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 気仙沼唐桑線

三 道路の区域

変更の区間				変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
気仙沼市錦町一丁目五二番一地从先から 同市錦町一丁目四三番四地先まで				前A	一一・六	四一・五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
				後B	二九・九	四一・五	

○宮城県告示第千六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 気仙沼唐桑線

三 道路の区域

変更の区間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
気仙沼市松崎片浜三番地先から 同市松崎中瀬七〇番地先まで		前A 八・七 五二・四	一・二・四 五三・一	三〇五・〇	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。
後 B	前 A	一四・八 一八・七	三〇五・〇	二三五・〇	

○宮城県告示第千六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 一一三号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
白石市福岡蔵本字箱森一三八番三五地先から 同市福岡蔵本字箕輪田二番一一〇番一四地 先まで		前 九・五 六九・七	一一・五 七八・五	一、〇四〇・〇 九九三・〇
後	前			

○宮城県告示第千六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	気仙沼唐桑線	気仙沼市錦町一丁目五二番一地先から 同市字浪板六七番二地先まで	平成二十七年 十二月十日

○宮城県告示第千六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十七年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
欠下東の1	急傾斜地の崩壊	宮城県利府町沢乙字欠下東、字欠下南、青葉台二丁目	次の図のとおり	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県仙台土木事 務所
しらかし台の2	急傾斜地の崩壊	宮城県利府町しらかし台二丁目、青葉台三丁目		
沢乙の1	急傾斜地の崩壊	宮城県利府町青葉台一丁目		
大沢	急傾斜地の崩壊	宮城県利府町沢乙字大沢東、青葉台一丁目、青葉台二丁目		
大沢東の1	急傾斜地の崩壊	宮城県利府町沢乙字大沢東		
大沢東の2	急傾斜地の崩壊	宮城県利府町沢乙字山岸、字西沢南、菅谷台四丁目		
花園一丁目の3	急傾斜地の崩壊	宮城県利府町花園一丁目		
深山	急傾斜地の崩壊	宮城県利府町沢乙字深山		

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第

五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十七年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
名取透析クリニック	名取市美田園六丁目二一六	平成二十七年十二月一日
ミリオン薬局佐沼店	登米市迫町佐沼字小金丁四九一	平成二十七年十二月一日
フロンティア薬局矢本店	東松島市矢本字大溜三十二一	平成二十七年十二月一日
こうめ薬局	柴田郡柴田町西船迫二丁目六一三	平成二十七年十二月一日
一般社団法人気仙沼薬剤師会 会営志津川薬局	本吉郡南三陸町志津川字沼田五十六一	平成二十七年十二月一日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

- 多賀城市大代二丁目七十九番、同三丁目一番三十二番の一部、一番三十四の一部、五十三番三、五十三番五の一部、二百十四番一、二百十四番二、同市笠神五丁目二百八十一番
 - 黒川郡大和町鶴東北目大崎字寺東十一番地の一
- 八嶋建設株式会社

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

八嶋建設株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

- 亘理郡山元町坂元字大森一番十六、一番十七、

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

- 一番十八の一部、一番十九の一部、一番二十、一番二十一、一番二十二、一番二十三、一番二十四、一番二十五、一番二十六、一番三十、一番三十一、一番三十二、一番四十二、一番四十三、一番百三十六の一部、一番百三十七番の一部、一番百三十九、一番百四十、一番百四十六、同字上南原四番三十二、四番三十五
 - 茨城県日立市金沢町二丁目一番十七号
- メルコジャパン株式会社